

|       |                                                                                                             |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 記載要領等 | 準用租税特別措置法第 70 条の 7 第 30 項第 4 号・第 70 条の 7 の 2 第 31 項第 4 号の規定の適用を引き続き受けたい旨の届出書【現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予】 |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### 《使用目的》

この届出書は、承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 70 条の 6 の 8 第 6 項又は第 70 条の 6 の 10 第 6 項の承認を受けた特例事業受贈者・相続人等で、当該現物出資により設立された会社（以下「承継会社」といいます。）が災害等により被害を受けたことにより、租税特別措置法施行令第 40 条の 7 の 8 第 27 項第 5 号又は第 40 条の 7 の 10 第 25 項第 5 号において準用する措置法（以下「準用租税特別措置法」といいます。）第 70 条の 7 第 30 項第 4 号又は第 70 条の 7 の 2 第 31 項第 4 号の規定の適用を受けた方（「災害等により被害を受けた承継会社の被害要件確認表兼届出書」の「2 災害等により被害を受けた承継会社の被害の態様」の(3)に該当する場合として当該届出書を提出した方）が、引き続きこれらの規定の適用を受けようとする場合に使用してください（この届出書は継続届出書と一緒に提出してください。）。

### 《提出期限》

特例（贈与・相続）報告基準日（以下「報告基準日」といいます。）の翌日から 3 月を経過する日

※ 「現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書」の提出期限と同じです。

### 《記載要領等》

#### 1 「1 災害等により被害を受けた承継会社に関する事項」

「② 中小企業信用保険法第 2 条第 5 項の該当事由」及び「③ ②の事由が発生した年月日」は、準用租税特別措置法第 70 条の 7 第 30 項第 4 号又は第 70 条の 7 の 2 第 31 項第 4 号の規定の適用に当たり提出した「災害等により被害を受けた承継会社の被害要件確認表兼届出書」の記載に基づき、記入してください。

#### 2 「2 会社の売上割合及び雇用割合等に関する事項」

(1) A 欄は、中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 3 号又は第 4 号の事由が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度（以下「(贈与)特定事業年度」といいます。）の売上金額に売上判定事業年度（下記 4 参照）の月数を乗じてこれを（贈与）特定事業年度の月数で除して計算した金額を記入します。

※ 売上判定事業年度の月数が要件緩和期間で異なる場合には、二段書するなど、区別して記載してください。

(2) B 欄は、現物出資をした事業用資産に係る事業について措置法第 70 条の 6 の 8 第 1 項又は第 70 条の 6 の 10 第 1 項の規定の適用を受ける最初の贈与又は相続開始の時における当該事業に係る常時使用従業員の数を記入してください。

(3) 「要件緩和期間」欄は、その対象となる期間を記入します。

(注) 1 「要件緩和期間」とは、(贈与)特定期間における直前の特定基準日の翌日から特定基準日までの各期間（当該災害等が発生した日又は事業用資産の現物出資により承継会社の株式等を取得した日から、これらの日以後最初に到来する特定基準日までの期間については、これらの期間）をいいます。

2 「(贈与)特定期間」とは、災害が発生した日の直前の特定基準日の翌日から同日以後 10 年を経過する日までの期間（当該災害が発生した日以後の期間に限りです。）をいいます。なお、事業用資産の現物出資により承継会社の株式等を取得した日後に到来する最初の特定基準日が当該災害が発生した日後に到来する場合にあっては、当該株式等を取得した日から同日以後 10 年を経過する日までの期間（当該災害が発生した日以後の期間に限りです。）をいいます。

3 「特定基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の措置法

＜準用租税特別措置法第 70 条の 7 第 30 項第 4 号・第 70 条の 7 の 2 第 31 項第 4 号の規定の適用を引き続き受けたい旨の届出書【現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予】 記載要領等＞

第 70 条の 6 の 8 第 1 項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第 70 条の 6 の 10 第 1 項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。) の翌日から起算して 1 年を経過するごとの日をいいます。

- (4) 「a 売上判定事業年度の売上金額」欄は、特定基準日の直前の特定基準日の翌日から今回の特定基準日までの間に終了する各事業年度（中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 3 号又は第 4 号の事由が発生した日の属する事業年度以前の事業年度を除きます。以下「売上判定事業年度」といいます。）について、要件緩和期間ごとに、当該要件緩和期間において終了する売上判定事業年度の売上金額を記入します。
- (5) 「c 雇用判定基準日の常時使用従業員の数」は、各要件緩和期間に係る特定基準日における常時使用従業員の数を記入します。

なお、「常時使用従業員」とは措置法第 70 条の 7 第 2 項第 1 号イ又は第 70 条の 7 の 2 第 2 項第 1 号イに規定する常時使用従業員をいいます。

- (6) 承継会社に合併又は株式交換等があった場合の書き方については、税務署にお尋ねください。

(注) 「資産管理会社非該当要件を満たさなくなった場合」とは、承継会社が準用租税特別措置法第 70 条の 7 第 3 項第 9 号又は第 70 条の 7 の 2 第 3 項第 9 号の一定の資産保有型会社又は資産運用型会社に該当することとなった場合をいいます。